

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

準備書面（5）

令和元年10月2日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 吉江 仁子

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多 啓公

同 與語 信也

第1 被告神戸製鋼及び被告コベルコパワー神戸第二に対する求釈明事項について

令和元年8月13日付原告ら準備書面(3)「第2 求釈明」の第1項において、原告らが証拠として提出を求めている環境影響評価書につき、提出を求める部分を以下の通り特定する。なお、以下の表記は、環境影響評価書の目次の番号である。

記

第1章の全て、第2章の全て、第3章のうち、3.1.1、3.2.1、3.2.4、3.2.5、3.2.8、第4章のうち、4.1、4.2、4.3.1、4.4、第5章の全て、第6章の全て、第7章の全て、第8章の全て、第10章の全て、第12章のうち、12.1.1の1.大気質、12.1.9、12.2、12.4、第13章の全て、第14章の全て。

以上